

令和8年度 指名停止措置状況			
業 者 名	指 名 停 止 期 間	指 名 停 止 理 由	備 考
(株)ウエダ建設	令和8年9月2日から 令和9年2月1日まで (5か月)	兵庫県内の一般工事等に関し、建設業法第28条の規定により営業の停止処分を受けたため。	太子町指名停止基準 別表第2の6(2)イ
(株)大林組	令和8年9月2日から 令和8年10月1日まで (1か月)	兵庫県外の一般工事等に関し、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けたため。	太子町指名停止基準 別表第2の6(3)ウ
(株)中造園	令和8年6月17日から 令和8年7月16日まで (1か月)	兵庫県外の一般工事等に関し、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けたため。	太子町指名停止基準 別表第2の6(3)ウ
東洋計器(株)	令和8年6月2日から 令和8年9月1日まで (3か月)	町発注の工事等の契約に係る競争入札において、落札者が、正当な理由なく契約を辞退したため。	太子町指名停止基準 別表第2の8(6)
(有)ニチエー	令和8年4月30日から 令和8年7月29日まで (3か月)	町発注の工事等の契約に係る競争入札において、落札者が、正当な理由なく契約を辞退したため。	太子町指名停止基準 別表第2の8(6)